

入院時のお食事の負担額変更について

令和8年6月1日から入院時のお食事の負担額が変わります。

食事療養費

		1食あたりの負担額		
		令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降	
一般		510円	550円	
住民税 非課税世帯	低所得者II	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)	
	低所得者I	70歳未満	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
		70歳以上75歳未満	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	330円	

生活療養費

回復期リハビリテーション病棟（3西病棟）に入院される65歳以上の方が対象

		1食あたりの負担額	
		令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降
一般		510円	550円
住民税 非課税世帯	低所得者II	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
	低所得者I	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	330円

居住費：1日**430円**（指定難病・小児慢性特定疾病の患者 0円）

※住民税非課税の方は「マイナ保険証」または「標準負担額減額認定証」のご提示をお願いします。